

お知らせ

平成27年4月10日

資料提供先：広島市政記者クラブ
広島県政記者クラブ
合同庁舎記者クラブ
中国地方建設記者クラブ
岩国市政記者クラブ
岩国日刊記者クラブ

災害発生時に支援していただける企業を募集します

洪水や土砂災害等の自然災害が多くなる時期を前に、国土交通省太田川河川事務所では、甚大な災害が発生または発生するおそれがある場合の、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、調査・測量及び対策工法の検討等の活動を実施していただける企業及び応急工事を実施していただける企業を募集します。

- 募集内容：①「河川災害及び土砂災害対策活動等に関する基本協定」
- ②「河川災害及び土砂災害応急対策業務(調査・測量等)に関する基本協定」

対象期間：平成27年 6月 1日 ~ 平成29年 5月31日【2ヵ年】

募集期間：平成27年 4月10日 ~ 平成27年 5月13日

詳細については、別紙添付資料または、ホームページをご覧ください。

中国地方整備局 <http://www.cgr.mlit.go.jp/>
 太田川河川事務所 <http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/>

問 い 合 わ せ 先			
国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所			
広島県広島市中区八丁堀3-20			
TEL (082) 221-2436 (代表)			
FAX (082) 223-1885			
担当者	副所長(改修)	後藤 寿久	(内線204) 総括 (①河川②河川)
	副所長(管理)	江角 信良	(内線205) 総括 (①機械①電通)
	副所長(砂防)	青戸 生治	(内線206) 総括 (①土砂②土砂)
	工務第一課長	河野 睦生	(内線311) ① 河川
	工務第二課長	正木 俊英	(内線321) ① 土砂
	調査設計第一課長	阿部 智	(内線351) ② 河川
	調査設計第二課長	川邊 健作	(内線361) ② 土砂
	施設管理課長	山根 圭太郎	(内線391) ① 機械
	建設専門官	西村 昌己	(内線404) ① 電通
※ ①、②は上記「募集内容」に対応。			

河川災害及び土砂災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「河川災害及び土砂災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 河川災害及び土砂災害応急対策活動等に関する基本協定
- (2) 活動場所 太田川河川事務所において管理する一級河川 太田川及び小瀬川の各大臣管理区間（別図－1）並びに広島西部山系砂防区域（別図－2）における災害応急対策活動等への協力を原則とするが、大規模災害発生時においては、この限りではない。
- (3) 活動内容 太田川河川事務所所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するもの。
- (4) 協定期間 平成27年6月1日 ～ 平成29年5月31日【2ヶ年】

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「機械設備工事」、「通信設備工事」に係わる一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続

している者でないこと。

- (5) 平成12年度以降において、太田川河川事務所が発注した工事の施工実績又は設備の点検整備の履行実績があること。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）が発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事及び中国地方整備局における平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

- (6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 【河川災害・土砂災害関係】

1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工技士
- ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第2号イによる）。

- ③ 【機械設備関係】

a) 水門設備

1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建築施工管理技士
- ・ 1級建築士
- ・ 技術士法による技術士（建設部門－鋼構造及びコンクリート又は機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設－鋼構造及びコンクリート又は機械に係わる科目に限る。))の資格を有する者。

- ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第2号イによる）。

b) ポンプ設備

1級ポンプ施設管理技術者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・技術士法による技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械に係わる科目に限る。））の資格を有する者。
- ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第2号イによる）。

④【電気通信設備関係】

a) 電気設備

1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・技術士法による技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門、建設部門に係わるもの、に限る。））の資格を有する者。
- ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第2号イによる）。

b) 通信設備

「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者であること。

なお、資格は「電気通信工事業」とする。

- (7) 公募参加資格確認申請書（公募参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 太田川河川事務所の管理する区域の市町村（広島市、廿日市市、大竹市、安芸太田町、岩国市、和木町）内に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所があること。
- (9) 本協定期間において、太田川河川事務所が発注した各維持工事（機械設備・通信設備の場合は点検業務）の工事区域と本協定の担当区域が重複する場合は、本協定の担当区域を解除する場合がある。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている方と行います。なお、協定は2区域（2出張所管内）まで重複して締結することができます。なお、各区域（出張所管内）における協定締結社数は下表のとおりとする。

	土 砂					河 川				
区域	小瀬川	廿日市	八木	大芝	可部	小瀬川	己斐	大芝	可部	加計
締結社数	10社程度	10社程度	10社程度	10社程度	10社程度	10社程度	20社程度	10社程度	10社程度	10社程度

	機械(水門)	機械(ポンプ)	電 気	通 信
区域	全 域	全 域	全 域	全 域
締結社数	5社程度	5社程度	5社程度	5社程度

(2) (1) において、応募者が多数の場合はヒアリング等を実施して決定します。

4. 担当部局

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀3-20

国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所

TEL 082-221-2436 (代表)

(河川) 工務第一課 TEL 082-222-9243 工務第二係 (内線314)

(土砂) 工務第二課 TEL 082-222-9244 専門官 (内線513)

(機械) 施設管理課 TEL 082-222-9249 専門官 (内線518)

(通信) 調査設計第一課 TEL 082-222-9245 専門職 (内線350)

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の施工実績【別記様式2】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出願います。

③技術者の資格【別記様式3】（通信設備関係については【別記様式4】）

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。

なお、複数の技術者を登録することは可能です。

④災害応急対策担当区域図【別図-1または別図-2】

※建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所及び資機材置き場の位置を記入し提出願います。なお、別図-1または別図-2の範囲で会社及び資機材置き場の位置が入らない場合は、希望する担当区域との位置関係がわかる縮尺の入った図面等（様式自由）を提出願います。

⑤担当区域希望調査票【別紙-1】

※基本協定は2区域（2出張所管内）まで重複して締結することができます。なお、複数の区間において協定を希望される方は、最大5箇所まで希望順位を記載願います。

※大規模災害発生時においては、担当区域以外の区間での活動も想定しています。基本協定において、1区域（1出張所管内）での締結を希望される場合は、上記④の建設業法の許可における範囲内で活動が可能な区域を参考提示してください。

また、複数区間においての基本協定締結を希望される方は、最大5箇所までの希望順位以外にも上記④の建設業法の許可における範囲内で活動可能な区域を参考提示してください。

（２）申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とします。

②受付期間：平成27年4月10日（金）から平成27年5月13日（水）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

（３）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：平成27年4月10日（金）から平成27年4月28日（火）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

（４）（３）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、平成27年5月13日（水）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

②場 所：4. に同じ。

（５）その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。

⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、平成27年5月27日（水）までに通知します。

⑥本基本協定については、平成27年度末においても追加募集（1カ年協定）を行う予定である。

基本協定参加資格確認申請書

平成27年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

太田川河川事務所長 植田 彰 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成27年4月10日付けで募集のありました「河川災害及び土砂災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)④別図－1 『太田川・小瀬川水系河川災害応急対策担当区域図』

別図－2 『広島西部山系砂防災害応急対策担当区域図』

※会社及び資機材置き場の分かる詳細な地図

- 4 基本協定締結説明書5.(1)⑤別紙－1 『担当区域希望調査票』

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

過去の施工実績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体／JV (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り (登録番号を明記) 又は無し

注)・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。
- ・CORINSに登録を義務付けている発注機関の工事（500万円未満の工事及び平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等は除く。）の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式3)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	技術者	〇〇 〇	〇〇 〇	〇〇 〇	〇〇 〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日				
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業				
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)				
貴社に在籍される技術者数	一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者				
	二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士				
	その他				

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.(6)②に示す資格のことです。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>		技術者 ○○ ○○ ○○ ○○ ○ ○ ○ ○
生年月日 (和暦)		昭和○○年○○月○○日
最終学歴		○○大学 ○○科 ○○年卒業
過去の工事において主任技術者又は監理技術者の実績(通信設備工事に限る)		工事名： 発注者名： 契約金額： 工事内容：
貴社に在籍される技術者数	通信設備工事の主任技術者又は監理技術者の経験を有する者	
	通信設備工事の現場経験を有する者	
	その他	

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.(6)②に示す資格のことです。

<p>コメント欄 (甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)</p>
--

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の施工実績関係

- 過去の施工実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出
- 工事成績評定通知書の写し
→当該工事実績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

技術者の資格・経験

- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
→（健康保険被保険者証、監理技術者証等）
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

技術資料

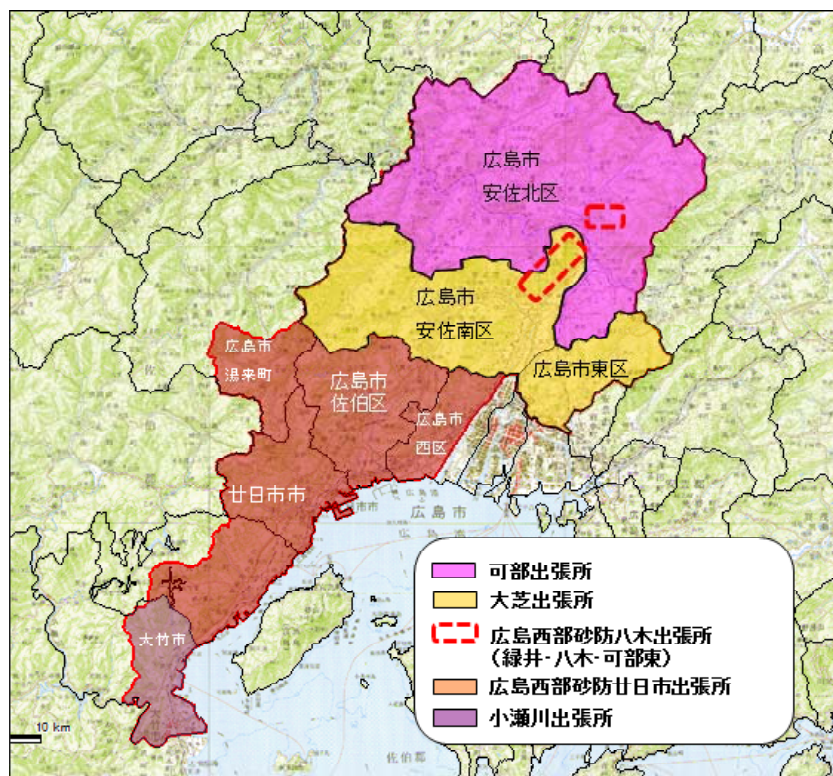
- 別図－1 『太田川・小瀬川水系河川災害応急対策担当区域図』 →※注（参考図は除く）
- 別図－2 『広島西部山系砂防災害応急対策担当区域図』 →※注
※注） 別図－1～2については該当するものを提出
- 別紙－1 『担当区域希望調査票』 →必須提出
- その他詳細な地図等参考資料 →必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。

別図－1 『太田川・小瀬川水系河川災害応急対策担当区域図』



別図－2 『広島西部山系砂防災害応急対策担当区域図』



別紙－1 『担当区域希望調査票』

協定締結を希望される区域について、協定締結を希望される順位を記載願います。なお、区域名については、別図－1 及び別図－2 の『(河川・土砂) 災害応急対策担当区域図』を参照願います。

種類	区 域 名	希望される順位
河川	己斐出張所管内	第1希望 ※記載例
河川	大芝出張所管内	第2希望 ※記載例
河川	可部出張所管内	第5希望 ※記載例
河川	加計出張所管内	
河川	小瀬川出張所管内	(活動可能) ※記載例
土砂	大芝出張所管内	第3希望 ※記載例
土砂	可部出張所管内	
土砂	広島西部砂防八木出張所管内	
土砂	小瀬川出張所管内	(活動可能) ※記載例
土砂	広島西部砂防廿日市出張所管内	第4希望 ※記載例
機械(水門)	太田川河川事務所管内	
機械(ポンプ)	太田川河川事務所管内	
電気	太田川河川事務所管内	
通信	太田川河川事務所管内	

※基本協定は河川及び砂防を含めて、2区域(2出張所管内)まで重複して締結することができます。なお、複数の区間において協定を希望される方は、最大5区域(5出張所管内)まで希望順位を記載願います。

- ※複数箇所希望される場合は、2.(8)の条件を満たす必要があります。
- ※機械設備、通信設備については、太田川河川事務所管内とします。

別図－1 『太田川・小瀬川水系 出張所担当区域』

太田川・小瀬川水系直轄管理区間における各出張所の担当区域については、以下のとおりである。

○己斐出張所管内

1. 太田川放水路のうち、河口（右岸:C3k400、左岸:C3k500）～太田川本川合流部までの区間。
2. 元安川のうち、南千田橋下流（右岸:C0k150、左岸:C0k800）～北大橋上流側及び、京橋川合流後の左岸の一部（D0k350～D1k150）の区間。
3. 旧太田川のうち、河口（右岸:C0k650、左岸:C0k550）～新庄橋上流側までの区間。
4. 天満川のうち、河口（右岸:C1k050、左岸:C1k300）～北大橋上流側までの区間。

○大芝出張所管内

1. 太田川本川のうち、北大橋上流側～高瀬堰下流（13k500付近）までの区間。（第一古川・第二古川を含む）

○可部出張所管内

1. 太田川本川のうち、高瀬堰上流側～広島市と安芸太田町の町境（右岸:41k050、左岸:38k650）までの区間。
2. 三篠川のうち、太田川本川合流部～柳瀬橋の下流側（右岸:9k550、左岸:9k470）までの区間。
3. 根谷川のうち、太田川本川合流部～南原川合流点（4k900付近）までの区間。

○加計出張所管内

1. 太田川本川のうち、広島市と安芸太田町の町境（右岸:41k050、左岸:38k650）～明神橋上流側（70k850付近）までの区間。

○小瀬川出張所管内

1. 小瀬川本川のうち、河口～13k400までの区間。

別図－2 『広島西部山系砂防 出張所担当区域』

広島西部山系砂防における各出張所の担当区域については、以下のとおりである。

○可部出張所管内

1. 広島西部山系直轄砂防事業区域において、広島市安佐南区の一部（八木町を除く）及び安佐北区（可部東町を除く）に含まれる区域。

○大芝出張所管内

1. 広島西部山系直轄砂防事業区域において、広島市安佐南区（八木町を除く）及び東区に含まれる区域。

○広島西部砂防八木出張所管内

1. 広島西部山系直轄砂防事業区域において、広島市安佐南区の一部（緑井町、八木町）及び安佐北区の一部（可部東町）に含まれる区域。

○広島西部砂防廿日市出張所管内

1. 広島西部山系直轄砂防事業区域において、広島市佐伯区及び廿日市市に含まれる区域。

○小瀬川出張所管内

1. 広島西部山系直轄砂防事業区域において、大竹市内に含まれる区域。

河川災害及び土砂災害応急対策活動等に関する基本協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省太田川河川事務所長 植田 彰（以下、「甲」という。）が管理する一級河川太田川及び小瀬川の各大臣管理区間並びに広島西部山系（以下、「太田川等」という。）において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、太田川等沿川（地域）に建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）を保有している、株式会社 ○○建設 代表取締役社長 ○○ ○○（以下、「乙」という。）に対し、「河川災害及び土砂災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、○○の□□区域において管理する区域（以下、「実施区域」という。）を基本とするが、大規模災害発生時においては、この限りではない。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する建設資機材等により応急対策活動を実施するものである。

（建設資機材等の報告）

第4条 乙は、本活動を実施するために必要な建設資機材等の数量を把握し、本協定締結後速やかに書面により甲に報告するものとする。

2. 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲から要請があった場合は、乙は書面により速やかに甲に報告するものとする。
3. 甲は、甲の保有する建設資機材等を、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

（出動の要請）

第6条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲から出動要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、甲は、前項ただし書きの報告を受ける者を、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

（活動の実施）

第7条 乙は、第6条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 活動の直接の指示は、太田川河川事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第8条 甲は、乙に第6条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(維持工事請負業者との協力)

第9条 乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している維持工事業者（以下、「丙」という。）と協力して活動を実施するものとする。

2. 甲は、本活動の実施区域を担当する丙の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

(活動の完了)

第10条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第11条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第8条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第12条 甲は、第11条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第8条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第13条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第14条 本協定の有効期限は、平成27年6月1日から平成29年5月31日までとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙が本協定締結に必要な資格要件を満足しなくなった場合。

二 乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められる場合。

三 乙の都合により、本協定に定める事項の履行が不可能となった場合で、乙による契約解除の申し出によりその事由を認めた場合。

(その他)

第16条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

平成27年 月 日

甲 国土交通省 中国地方整備局

太田川河川事務所長 植田 彰

乙 株式会社 ○○建設

代表取締役社長 ○○ ○○

河川災害及び土砂災害応急対策業務(調査・測量等)に関する基本協定 募集要領

「河川災害及び土砂災害応急対策業務(調査・測量等)に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 河川災害及び土砂災害応急対策業務(調査・測量等)に関する基本協定
- (2) 業務場所 太田川河川事務所管内を基本とするが、大規模災害発生時には、この限りではない。
- (3) 業務内容 本業務は、太田川河川事務所管内において地震、津波、豪雨、台風、及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに太田川河川事務所長の指示に基づく調査、観測、測量、用地調査及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。
- (4) 協定期間 平成27年6月1日 ～ 平成29年5月31日

2. 協定締結希望者募集区分

- (1) 土石流危険渓流等における安全点検
- (2) 点検優先度等の検討や点検等の作業時における安全確保等を目的とした、簡易空撮や土石流検知センサーや水位計等の設置による河川あるいは土石流危険渓流等の観測
- (3) 河川区域に係る調査、測量、緊急的な対策工法の検討等
- (4) 土石流危険渓流等における調査、測量、緊急的な対策工法の検討等
- (5) 緊急的な対応に必要な用地調査等
 - ①土地調査部門
 - ②物件部門
 - ③機械工作物部門
 - ④営業補償・特殊補償部門

3. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 上記募集区分の(1)、(4)については、中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

上記募集区分の（２）については、中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定、平成27・28年度測量業務に係る一般競争参加資格の認定、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」あるいは「物品の販売」の中国地域の競争参加資格のいずれかを有する者

上記募集区分の（３）については、中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定または平成27・28年度測量業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

上記募集区分の（５）については中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

- （３） 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- （４） 募集区分の（１）及び（４）については、平成16年度～平成25年度に完了した業務において、太田川河川事務所が発注した砂防設備の測量設計業務（測量のみは含まない）の実績を有すること。

募集区分（２）については、太田川河川事務所が発注した業務実績を特に求めない。

募集区分の（３）については、平成16年度～平成25年度に完了した業務において、太田川河川事務所が発注した河川管理施設の測量、調査または設計業務の実績を有すること。

募集区分の（５）については、平成16年度～平成25年度に完了した業務において、太田川河川事務所が発注した用地補償等に関する業務の実績を有すること。

- （５） 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 以下のいずれかの資格を保有すること。

募集区分の、（１）、（３）、（４）について

- ア) 技術士（総合技術監理部門：建設－河川、砂防及び海岸、海洋）を有する者。
- イ) 技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸、海洋）を有する者。
- ウ) R C C M（河川、砂防及び海岸、海洋）を有する者。
- エ) 工学博士あるいは農学博士
- オ) 土木学会認定技術者（特別上級土木技術者・上級土木技術者・1級土木技術者）（設計、調査・計画、河川・流域、調査・測量）の資

格を有し、「資格認定証」の交付を受けている者。

ただし、募集区分の（３）については上記の資格あるいは測量士の資格を有する者。

募集区分の（２）については、上記の資格あるいは測量士の資格を有する者。ただし、基本協定締結説明書の４．（２）のヒアリングにおいて協定を結ぶ者として適当であることが確認できる場合は、これらの資格の保有を条件としない。

募集区分の（５）については、①～④に対応する補償業務管理士の資格を有する者。

- （６） 本説明書３（６）②の基準を満たす技術者が在籍する本店又は支店が、広島県の広島地方生活圏、山口県岩国市または玖珂郡和木町にあること。【「広島県の広島地方生活圏」とは、安芸高田市、東広島市、広島市、廿日市市、大竹市、竹原市、呉市、江田島市、三原市大和町（旧賀茂郡大和町）、安芸郡（府中町、海田町、坂町、熊野町）、山県郡（北広島町、安芸太田町）、豊田郡（大崎上島町）とする。】

４．基本協定締結者の決定方法

- （１）基本協定の締結は、３．に掲げる応募資格を満たしている方と行ないます。
- （２）募集区分（２）については、災害時における実用性についてヒアリングを実施して決定します。ヒアリングは５月１１日（月）から５月２０日（水）での実施を予定しています。
- （３）全ての募集区分について、応募者が多数の場合はヒアリング等を実施して決定することがあります。

５．担当部局

〒 7 3 0 - 0 0 1 3 広島県広島市中区八丁堀 3 - 2 0

国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所 調査設計第一課長

TEL 0 8 2 - 2 2 1 - 2 4 3 6（代表） 内線 3 5 1

FAX 0 8 2 - 2 2 3 - 1 8 8 5

６．応募資格の確認等

（１）申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

○全募集区分共通

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式１】

②総括的に管理する技術者の資格【別記様式２】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。ただし、技術者が在籍する本店又は支店が、広島県の広島地方生活圏、山口県岩国市または玖珂郡和木町にあること。

③協定締結希望募集区分調査票【別紙－１】

※希望される募集区分を記載してください。

○募集区分（２）のみ

④観測方法・機器の詳細について【別記様式3】

○募集区分(1)、(3)、(4)及び(5)について

⑤企業が受注した太田川河川事務所発注業務の実績【別記様式4】

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書(追加資料を含む)の提出は、持参又は郵送(書留に限る。必着のこと)。

受付期間：平成27年4月10日(金)から平成27年5月13日(水)までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面(様式は自由)により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：平成27年4月10日(金)から平成27年4月30日(木)までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(4) (3)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、平成27年5月13日(水)までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

②場 所：4. に同じ。

(5) その他

①申請書(追加資料を含む)の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書(追加資料を含む)を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

③提出された申請書(追加資料を含む)は、返却しません。

④提出期限以降における申請書(追加資料を含む)の差し替え及び再提出は、認めません。

⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、平成27年5月27日までに通知します。

⑥本基本協定については、平成27年度末においても追加募集(1カ年協定)を行う場合がある。

平成27年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

太田川河川事務所長 植田 彰 殿

住 所

会 社 名 〇〇コンサルタント(株)

代表者氏名

平成27年4月10日付けで募集のありました「河川災害及び土砂災害応急対策業務（調査・測量等）に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書6.(1)②に定める技術者の資格等を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書6.(1)③に定める協定締結区分の希望を記載した書面
- (3 基本協定締結説明書6.(1)④に定める観測方法・機器の詳細について記載した書面)
- (4 基本協定締結説明書6.(1)⑤に定める企業の実績を記載した書面)

※3については募集区分(2)で必要になります

※4については募集区分(1)、(3)、(4)及び(5)で必要になります

問い合わせ先

担当者 : 太田 川太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(別記様式3)

観測方法・機器の詳細について

会社名： ○ ○ 株式会社

技術者氏名： ○○ ○○

1. 観測対象

災害時に適用が想定される事態、現象、機器投入のタイミング等について詳細に記述してください。

2. 観測方法・機器について

観測方法や機器について図表等を用いて詳細に記述してください。

3. 観測に要する費用等について

観測に要する費用等について、上記した観測対象を現場条件として、概算で記述してください。

4. 機器等の特徴について

使用する機器等について、他社と比較して特徴がある場合は詳細に記述してください。

5. その他

その他、災害時の観測にあたり知っておいた方がよい条件等（例えば電源について）があれば記載してください。

(別記様式4)

企 業 の 実 績

会 社 名： ○ ○ 株式会社

希望募集区分：

テクリス登録番号	完了年度	業務名称
	平成〇〇年	

- ※ 複数の募集区分に応募する場合など、必要があれば行を追加して記入すること
- ※ テクリスに登録されていない等で業務実績が証明できない場合は、業務の実績が確認できる書面（契約書類等）の写しを添付すること。テクリスデータに業務概要等が登録されていない場合は、それらを確認できる仕様書等の写しを添付すること。

別紙－1 『協定締結希望募集区分調査票』

協定締結を希望する募集区分について、協定締結を希望する順位を記載願います。

希望する順位	募集区分
第1希望	(2)
第2希望	(5) ①
第3希望	(5) ②
第4希望	(1)
第5希望	(3)
第6希望	(5) ③

※ 希望する募集区分が1区分のみであれば、第1希望のみ記載すること

参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

技術者の資格

- 技術者の資格（別記様式2） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
→（健康保険被保険者証等） →必須提出
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

- 観測方法・機器の詳細について（別記様式3） →募集区分（2）のみ

- 企業の実績（別記様式4） →募集区分（1）、（3）、（4）及び（5）について

- 別紙－1 『協定締結希望募集区分調査票』 →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

河川災害及び土砂災害応急対策業務(調査・測量等)に関する基本協定(案)

(目的)

第1条 この協定は、地震、津波、豪雨、台風、及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省太田川河川事務所長 植田 彰(以下、「甲」という。)が管理する太田川河川事務所所管河川管理施設、又は砂防設備において災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合に、株式会社 ○○コンサルタント 代表取締役社長 ○○ ○○(以下、「乙」という。)に対し、「災害応急対策業務(調査・測量等)(以下、「業務」という。)」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

(業務の実施区域)

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、太田川河川事務所管内(以下、「実施区域」という。)を基本とするが、大規模災害発生時においては、この限りではない。

(業務の内容)

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における災害状況の把握と報告並びに調査、観測、測量、用地調査等及び緊急的な対策工法の検討等とする。

※協定名及び第1条、第2条、第3条については協定相手方により文面が異なります

(業務の要請)

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出勤を書面(第1報は電話で可)により要請するものとする。ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲が災害状況を把握していない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。

2. 乙は、前項の出勤要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

(業務の実施)

第5条 乙は、第4条に基づく出勤の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 業務の直接の指示は、太田川河川事務所所属職員のうち甲が指定する者(以下、「指示者」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲は、乙に第4条の出勤を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(業務の完了)

第7条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第11条 本協定の有効期限は、平成27年6月1日から平成29年5月31日までとする。

2. 本協定に定める活動に必要となる一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

平成27年6月1日

甲 国土交通省 中国地方整備局

太田川河川事務所長 植田 彰

乙 株式会社 ○○コンサルタント

代表取締役社長 ○○ ○○